

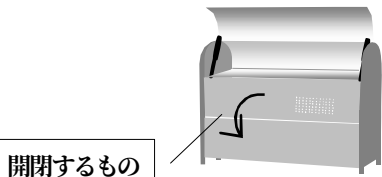
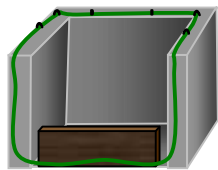
# 箱型ごみステーション 敷地内設置費助成事業のご案内

札幌市では、ごみステーションにおけるごみの散乱防止のために使用する『箱型ごみステーション』を敷地内に設置する際の費用の一部助成を実施しております。助成の概要は次のとおりですので、ご利用ください。

## 1 箱型ごみステーションとは…

ごみを収納するために用いる箱型等のごみステーションで、次表に定める形状を有する耐久性のあるものが助成対象となります。ただし、自動ごみ貯留排出装置及びこれに類するものを除きます。

助成を受けるためには、このほか、設置場所及び構造等に関する詳細な基準があります。詳しくは、次ページ以降の内容をご確認ください。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

|       | 箱 型                                                                                               | 物 置 型                                                                                                   | 一部開放型                                                                                                          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 説 明   | 可動式開口部付きの箱状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しないもの。                                                          | 可動式開口部付きの物置等に類する形状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要するもの。                                                          | コの字状等で一部が開放された形状のもの。                                                                                           |
| 具 体 例 | ロッカー、コンテナ等<br> | 収納庫(トランクルーム)、物置等<br> | 囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)<br> |

## 2 助成対象者

次のすべての要件を満たす方。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する方。

ア 地域住民が共用で使用する家庭ごみのごみステーションを実質的に管理している団体等（以下「地域団体等」という。）。

イ 札幌市箱型ごみステーション敷地内設置費助成要綱に定める助成金の交付申請時において、既に入居が開始されている共同住宅の所有者等（以下「既存共同住宅」という。）。

(2) 設置等した箱型ごみステーションを適正に管理できること。

(3) 助成の決定を受けてから購入及び設置等すること。

(4) 設置等状況調査、又は報告に応じることができること。

(5) 設置等にあたり、法律、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。

## 3 助成額

1箇所あたりの工事費・設置費等の付帯経費を除く、材料費等の設置に要する費用（消費税を含む）の2分の1に相当する額とし、12,000 円を限度といたします。ただし、一部開放型\*でごみの囲い込みにネット等による補完を必要とするものについては、7,000 円を限度といたします。（100 円未満の端数切捨て）

※ 一部開放型で使用するネットについては、ごみステーション管理器材購入費助成制度により申請をしていただくことになります。

## 4 設置基準等

### (1) 助成対象となる設置

- 設置者が使用権限を有する土地※に新たに箱型ごみステーションを設置する場合。
- 設置者が使用権限を有する土地※に既に設置されているごみステーションを箱型ごみステーションに変更する場合及び破損部分等を修繕等により原状に復する場合。

※ 既存共同住宅が設置する場合の「設置者が使用権限を有する土地」とは、当該共同住宅敷地内に限ります。

### (2) 助成対象となる形状等の基準

#### ① 地域団体等が設置する場合

- (1) 設置者が使用権限を有する土地に設置する箱型ごみステーションであること。
- (2) 地域住民が共用で使用する箱型ごみステーションであること。
- (3) 次のアからエに定める設置場所に関する基準を満たしていること。
  - ア ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
  - イ 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所ではなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
  - ウ 道路に接する敷地のうち次の(7)から(9)に接する場所があるときは、これを除く場所であること。
    - (7) 見通しの悪いカーブした道路
    - (8) 急勾配の道路
    - (9) 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
  - エ 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (4) 次のアからオに定める構造に関する基準を満たしていること。
  - ア 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
  - イ 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
  - ウ コンクリート、ブロック等の腐食しない材質であること。
  - エ 箱型の場合は、上部及び前面に開口部を設けること。
  - オ 物置型の場合は、次の(7)から(9)に定める基準を満たしていること。
    - (7) ごみ収集車停車位置側に幅 1.5m 高さ 2m 以上の開口部を設けること。
    - (8) 屋根を設置する場合は高さ 2m 以上とすること。
    - (9) 扉を設置する場合は、扉等の開閉部は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅 1.5m 高さ 2m 以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
    - (10) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。
- (5) 札幌市箱型ごみステーション敷地内設置費助成要綱に定めるもののほか、法律、政令、省令その他の関係法令に抵触しない性状であること。

#### ② 既存共同住宅が設置する場合

設置者が使用権限を有する既存共同住宅敷地内に設置し、札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱（平成 20 年 3 月 28 日環境局長決裁。以下「ごみステーションの設置等に関する要綱」という。）第 17 条から第 19 条までに定める基準を満たし、かつ、札幌市箱型ごみステーション敷地内設置費助成要綱に定めるもののほか、法律、政令、省令その他の関係法令に抵触しない性状であること。

## 5 助成申請手順

### (1) 設置等に関する計画の確認

設置等を計画している箱型ごみステーションの設置位置及び形状等が、助成要件に該当するかどうかについて、助成申請前にごみステーションを設置する住所地を所管する清掃事務所（下表のとおり）に次の書類をご提出のうえ、承認を得ていただく必要があります。

#### ① 地域団体等が設置する場合の提出書類は、

- ・箱型ごみステーション設置等計画書（様式1）
- ・付近見取り図
- ・配置図（敷地平面図）
- ・ごみステーション形状図

となっております。

計画が承認されると、「箱型ごみステーション設置等計画要件適合確認通知書（以下「計画確認書」という。）」が発行されます。

#### ② 既存共同住宅が設置する場合の提出書類※は、

- ・共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）
- ・付近見取り図
- ・配置図（敷地平面図）
- ・詳細図（ごみステーション形状図）
- ・各階平面図

となっております。

※ 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱第15条第2項に基づく協議の際の提出書類です。

敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合は、「敷地内収集申請書」の提出が必要となります。

計画が承認されると、ご提出いただいた「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書(既存共同住宅)」の写しが発行されます。

### 清掃事務所所管区一覧

| 所管区域    | 担当清掃事務所 | 住 所                 | 電話番号      |
|---------|---------|---------------------|-----------|
| 中央区     | 中央清掃事務所 | 南区南 30 条西 8 丁目      | 581 -1153 |
| 北区      | 北清掃事務所  | 北区屯田町 990 番地 3      | 772 -5353 |
| 東区      | 東清掃事務所  | 東区丘珠町 873 番地 1      | 781 -6653 |
| 白石区・厚別区 | 白石清掃事務所 | 白石区東米里 2170 番地      | 876 -1753 |
| 豊平区・清田区 | 豊平清掃事務所 | 豊平区西岡 520 番地        | 581 -9153 |
| 南区      | 南清掃事務所  | 南区真駒内 602 番地 30     | 583 -8613 |
| 西区・手稲区  | 西清掃事務所  | 西区発寒 15 条 14 丁目 2 1 | 664 -0053 |

### (2) 助成金申請

清掃事務所から設置等の計画に関する承認を得た後は、助成金の交付申請となります。申請の際には、次の書類を環境局環境事業部業務課へご提出いただくことになります。

- ・箱型ごみステーション設置費助成金交付申請書（様式3）
- ・「計画確認書」の写し、又は「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）」の写し
- ・箱型ごみステーション設置等同意書（様式4）
- ・設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- ・付近見取り図
- ・配置図
- ・詳細図（ごみステーション形状図）

**提出場所：** 環境局環境事業部業務課へ持参、又は郵送（〒060-8611 中央区北1条西2丁目）

以上の手続きを行っていただき、助成金の交付が決定すると、「箱型ごみステーション設置費助成金交付決定通知書（様式5。以下「交付決定通知書」という。）」が環境局環境事業部業務課より交付されますので、この交付決定を受けてから、箱型ごみステーションの設置をしてください。助成金交付決定前に設置した場合は、助成金が交付されませんので、ご注意ください。



**箱型ごみステーションの設置は、助成金の交付決定を受けてから行ってください。**

### (3) 助成金の交付請求

助成金の交付決定を受け、箱型ごみステーションの設置が終了しましたら、次の書類を環境局環境事業部業務課へご提出いただき、助成金の交付請求をしていただくことになります。

- ・箱型ごみステーション設置等報告兼助成金交付請求書（様式9）
- ・助成対象箱型ごみステーションの設置等に関する状況を示す写真
- ・助成対象箱型ごみステーションの設置等に要する経費、仕様等が確認できる書類（領収証等）
- ・その他市長が必要と認める書類（必要に応じてご提出いただくことがあります。）

なお、実際の設置状況が助成金交付申請時の内容と異なる場合には、助成金が交付されませんので、交付決定後に設置計画等を変更する場合は、事前にご相談ください。

請求内容等に不備が無ければ、指定口座に助成金を振り込ませていただきます。

なお、助成金交付後も、ごみステーションの設置基準を満たしていなければなりませんので、ご注意ください。

**提出場所：**環境局環境事業部業務課へ持参、又は郵送（〒060-8611 中央区北1条西2丁目）

## 6 申請書の配付場所

環境局環境事業部業務課・清掃事務所・区役所・まちづくりセンター

ホームページからダウンロードもできます。 <http://www.city.sapporo.jp/seiso>

## 7 助成期間

平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間に申請書を提出し、交付決定を受け、箱型ごみステーションの設置を完了したものといたします。ただし、予算額に達した時点で締め切りとさせていただきます。

（平成22年度の実施につきましては、別途お問い合わせください。）

## お問い合わせ先

札幌市コールセンター（業務時間：8時00分～21時00分・年中無休）

TEL222-4894 FAX221-4894 E-mail: [info4894@city.sapporo.jp](mailto:info4894@city.sapporo.jp)

中央清掃事務所 TEL581-1153 北清掃事務所 TEL772-5353 東清掃事務所 TEL781-6653

白石清掃事務所 TEL876-1753 豊平清掃事務所 TEL581-9153 南清掃事務所 TEL583-8613

西清掃事務所 TEL664-0053

環境事業部業務課 TEL211-2916 〒060-8611 中央区北1条西2丁目



さっぽろ市

02-301-094017  
21-2-443